

平成21年度定期監査指摘事項等対処一覧表

担当部局	指 摘 事 項 等	対 処 内 容	備 考
会計室	<p>検査官の人員配置について 公共事業費の減少が続く中、一般競争入札等により予定価格を大幅に下回る金額で契約を締結する案件が増加してきている。これらの工事等については、施工体制や安全対策など品質確保のための検査が非常に重要となる。現在、工事検査執行は検査官1名で実施されているが、例えば、決裁権者が副市長となる契約金額500万円以上の工事等については、検査対象部局以外の技術職員を併任するなど、検査職員の柔軟な人員配置を行い、工事検査のあり方について検討されたい。</p>	<p>公共工事において、不良工事や品質の低下を防止するには、先ず、市工事監督員が出来る限り現場へ足を運び、現場の状況や工程を把握するとともに、施工体制の確認を適切に実施し、タイムリーな業者指導を行うなど、しっかりとした監督業務の遂行が必要と考えております。検査官の人員配置による対応につきましても、その必要性は考えておりますが、当面は市工事監督員や業者指導等により対応していきたいと考えております。</p>	
農業委員会	<p>農地パトロールについて 農地パトロールは、農地の荒廃を防ぎ優良農地を守るため、遊休農地及び違反転用の実態把握のため実施されている。農業者の高齢化の進行や後継不足から農業の担い手などの問題がある中で、今後も農地集積の推進や情報提供など、農地の有効利用対策の充実強化に向けて引き続き適正な指導を図られたい。</p>	<p>農業への参入利用促進と転用規制の厳格化を主要項目とする改正農地法が昨年末施行され、農業委員会が管内農地の利用状況調査を行うことと規定された。従来から加西市農業委員会は、農地パトロールを実施してきたが、これをより充実、強化することが求められている。また、許可審査に当たっての現地確認や許可後の利用状況調査もより的確な運用が求められている。遊休農地の発生防止及びその解消、違反転用防止の啓発活動、担い手や集落営農への集積、新規就農支援など「人と農地をつなぐ農業委員会」業務を従来にも増して適正に運営していく所存である。</p>	